

1 か月時間外労働 60 時間を超える割増率について

大企業ではすでに施行されておりますが、2023 年 4 月 1 日より中小企業においても、1 か月の時間外労働が 60 時間を超える時間労働については、割増賃金の割増率 50%以上とすることが義務付けられますので簡単にご紹介します。

1. 割増率の変更

大企業と中小企業について、以下のように割増率が変わります。

【1 か月の時間外労働】

	2023 年 3 月 31 日まで		➡	2023 年 4 月 1 日から	
	60 時間以下	60 時間超		60 時間以下	60 時間超
大企業	25%	50%		25%	50%
中小企業	25%	25%		25%	50%

※①または②を満たす場合中業企業に該当

業種	①資本金または趣旨金の総額	②常時使用する労働者数
小売業	5,000.万円以下	50 人以下
サービス業	5,000.万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
その他	3 億円以下	300 人以下

2. 代替休暇の取得

労使協定を締結する場合、1 か月 60 時間を超える時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

代替休暇の時間数 = (1 か月の時間外労働時間数 - 60 時間) × 換算率

換算率 = 代替休暇取得しなかった場合の割増率 - 代替休暇取得した場合の割増率

※労使で法定以上の割増率を設定するケースを除き、通常、換算率は 50% - 25% = 25% で計算されます。

3. 時間外労働および休日労働に関する協定書（36 協定）と協定届について

建設業、自動車運転業、特別条項を利用する企業などの 1 か月の時間外労働 60 時間を超える協定を締結する場合の協定書および協定届において、2023 年 4 月 1 日以降を含む際は、時間外労働に関して 60 時間以下、60 時間超でそれぞれ割増率の記載が求められますのでご注意ください。（2023 年 4 月 1 日より前に届出等する場合は、余白部分に 2023 年 4 月 1 日以降は時間外労働 60 時間を超える部分にかかる割増率を 50%とする等記載し対応してください。）

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

